しが障害者施設応援企業認定要領にかかるQA

NO	内容	回答
1	しが障害者施設応援企業に認定されると	この認定を受けていることは、滋賀県土木交通部が
	どういったメリットがあるのか。	実施する入札参加資格審査の評価項目において、3
		点の加点対象となるほか、 <u>総合評価一般競争入札ま</u>
		たはプロポーザルにおける落札者決定において評
		<u>価対象となっております。</u>
2	申請から認定までにどれぐらいの期間が	4 月~7 月末までの申請期間中に受け付けた申請に
	かかるのか。	関しては、おおむね申請月の次月中に認定通知を発
		出します。
		添付書類の不足等により確認が必要な場合などは
		発出が遅れる場合があります。
3	発注実績とは税込みのことか。	お見込みのとおり、税込みでの実績です。
4	障害者施設等が扱っている物品・役務は	滋賀県ホームページに生産活動を行っている事業
	どういったものがあるか。	所の物品・サービスリストを掲載しています。
		また、大量の発注や比較的規模の大きな役務に関し
		ては共同受注窓口(滋賀県社会就労事業振興センタ
		一) から複数の事業所に発注することも可能です。
5	第2(2)ニにおける「生産活動に直接資す	その材料、物品等を利用して、障害者就労施設等の
	る材料、物品等」とはなにか。	障害者が生産活動を行い、便益を得ることができる
		ものです。
		たとえば、被膜電線、木材、使用済みパソコン、緩
		衝剤(発泡スチロール)等があります。
		その他個別の事例については、ご相談ください。
6	第2(2)ニにおける「定期的に提供してい	生産活動を行う障害者就労施設等は、障害者の働く
	ること」とはどの程度の頻度か。	場および就労のための訓練の場であることに鑑み、
		おおむね1年間の生産活動が可能な程度と想定して
		いますが、提供される物品等や、一度に提供される
		量等にもよるため個別に判断します。
7	第2(2)ニにおける、「ハに掲げる〜金額に	提供し、かつ障害者就労施設等で生産活動に利用さ
	相当する便益がある」とはどういうこと	れた材料、物品等の市場価格の年度内平均額が別表
	か。	に定める額に相当するということです。
8	第3において、前年度実績により認定と	納品のあった4月の属する年度の実績となります。
	あるが、物品の発注が3月、納品、支払	また、役務の場合、3月中に役務の提供を開始し、4
	いが 4 月、認定申請が5月となった場合	月中に終了したときは、役務の提供が開始された3
	当該調達はどの年度の実績となるのか。	月の属する年度の実績となります。
9	第3において申請期間の4月~7月末ま	第3二(2)に従い、申請期間中に申請してください。
	でに、取引事業所等から領収書などの証	期限を過ぎて提出となった場合、認定が遅れたり、

	明書の入手ができず、申請が遅れた場合	認定できない場合があります。
	どうなるか。	
1 0	認定通知を紛失した場合、再発行は可能	任意様式により、障害福祉課に再発行申請をしてい
	カゝ。	ただければ、発行した認定通知書の写しを発出しま
		す。ただし、発出できるのは前年度までの認定通知
		書の写しです。